

「人材育成部会の設置及び運営要領」

(設置)

第1条 岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が、技術職員の資質向上のための研修や、品質確保の促進に関する法律導入による新たな取り組みについて検討することを目的とし、人材育成部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、参加を希望する協議会員で組織する。
2 部会の運営は、部会員から選出された代表部会員が行う。

(協議事項)

第3条 部会は、次の事項について協議を行う。
(1) 人材育成に係る研修等の実施に関すること。
(2) その他部会の目的達成に必要な事項に関すること

(会議)

第4条 部会の会議は、代表部会員が招集する。
2 部会の会議の進行は代表部会員が行う。
3 部会の会議は、文書の合議によって会議の開催に代えることができる。

(入退会)

第5条 部会に入会する時、又は脱退する時は、あらかじめ部会に申し入れを行わなければならない。

(事務局)

第6条 部会の事務を処理するため、別途定める実務機関に事務局を置く。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

(附則)

この要領は平成19年11月1日から施行する。